

北見市上下水道審議会資料

平成 29 年 10 月 25 日

目 次

1. 答申(案)について	1 ~ 5
--------------------	-------

上 下 水 道 局

平成 29 年 月 日

北見市長 辻 直孝 様

北見市上下水道審議会
会長 渡邊 康玄

水道料金及び下水道使用料に係る答申について（案）

本審議会は、市長から平成 29 年 6 月 13 日付けで諮問のあった「水道料金及び下水道使用料について」に関して慎重に審議し、結論を得たので以下のとおり答申します。

なお、水道料金、下水道使用料のあり方については、本答申の趣旨を尊重されるとともに、十分検討を行ったうえで判断されるよう要望します。

この度の諮問については、平成 30 年から 4 年間で算定期間とし、この期における水道料金、下水道使用料について意見を求められたものである。

本審議会では、総括原価の試算結果、及び今後の施設更新需要や人口減少など長期的な観点も踏まえ、4 回に渡って議論を行った結果、今期における水道料金、下水道使用料について、以下のとおり答申する。

1. 水道料金について

< 結論 >

今期の水道料金は、引き上げ改定を実施し、資産維持費を料金原価に含める水準とすることが必要である。

ただし、市民負担の急激な増加を勘案し、今期の資産維持費は、必要額の一部を含めるに留め、19.59%の引き上げ改定とすることが適当である。

なお、次期においても、将来の施設の更新需要などを踏まえ、適切な資産維持費について、引き続き検討すべきである。

< 結論に至った経過 >

水道は、市民生活の基盤として必要不可欠なものであり、将来に渡って水道水の安定供給が維持されなければならない。

現在、水道施設の老朽化が進んでおり、今後、施設の更新需要が増大する一方、人口減少が進行し、事業の安定的な継続が困難となることを見込まれている。現時点の長期試算では、今後 40 年間、安定経営を確保したうえで、着実に施設更新を実施するためには、50%を超える水道料金の引き上げが必要との結果が出ている。

水道は、人口減少下においても撤退することが許されない事業であり、将来に渡って施設を維持し続ける必要があることなどから、施設の老朽化対策を先送りすることは、水道水の安定供給を損なうばかりでなく、将来世代の負担増が懸念される。

上記の事情を踏まえ、慎重に審議した結果、今後の水道料金は、持続可能な水道を保つための料金原価とするため、将来の施設更新等に必要な財源として資産維持費を含め、総括原価に基づいて設定することが必要と判断した。

ただし、今期においては、資産維持費を含めない場合で 18.36%の引き上げ改定が必要であり、これに施設更新等に必要な資産維持費の全てを含めるとした場合、非常に大きな引き上げ改定となることから、今期の資産維持費は、必要額の一部を含めるに留めることが適当と判断し、頭書の結論に至ったものである。

< 意見 >

資産維持費は、公益社団法人 日本水道協会の「水道料金算定要領」で、「施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額」とされていることから、資産維持費を料金原価に含め、施設更新等を計画的に進められることを要望する。

また、市民に向けて、将来の施設更新需要や経営状況の見通しなどから、資産維持費を料金原価に含めることの必要性について、積極的な情報提供がなされることを併せて要望する。

なお、他都市の状況なども勘案し、生活用水に対して、より配慮した料金体系を検討することが望ましい。

2. 下水道使用料について

< 結論 >

今期の下水道使用料は、現行使用料を維持することが適当である。

なお、水道事業と同様に、次期においても、適切な資産維持費について、引き続き検討すべきである。

< 結論に至った経過 >

水道施設と同様に、下水道施設においても老朽化が進んでおり、現時点の長期試算では、今後 40 年間、安定経営を確保したうえで、着実に施設更新を実施するためには、20%を超える下水道使用料の引き上げが必要との結果が出ている。

一方、現行の下水道使用料は、平成 18 年度に生じた資金不足の解消に向け、平成 22 年、及び平成 26 年に引き上げ改定を行った結果、使用料原価に資産維

持費の必要額が一部含まれる水準となっており、今後、懸案であった資金不足の解消が進み、短期的な収支は比較的安定すると見込まれる。

上記の事情を踏まえ、慎重に審議した結果、現行使用料は、施設更新の着実な実施には十分でないものの、一定程度、総括原価に基づいた設定がなされていると判断し、頭書の結論に至ったものである。

< 意見 >

施設の老朽化に伴い、適切な対策が実施されることが必要であることから、計画的に施設更新等を進め、施設の健全性が維持されることを要望する。

また、現在の資金不足は、今期中に解消の見込みであるが、将来に渡って安定経営が確保されるよう、引き続き、慎重な財政運営に努められたい。

3. その他

(1)市民負担の激変緩和について

水道料金の改定に当たっては、算定期間内で 2 年ごとの段階的な引き上げとするなど、市民負担の激変緩和に可能な限り配慮すること。

(2)周知期間の確保について

水道料金の改定に当たっては、市民への周知期間を十分に確保すること。

(3)審議会での今後の議論について

経営状況や社会情勢などを踏まえ、今後においても 4 年ごとに議論を行うこと。

(4)生活用水等への配慮について

水道事業者として取り組むべき事項として、生活用水への配慮を提言したところであるが、このほか、市の取り組みとして、低所得者等への配慮について、検討を求める意見があった。

北見市上下水道審議会委員名簿

会 長	渡 邊 康 玄
副会長	山 下 栄 一
委 員	市 川 章 子
”	大 前 正 子
”	尾 崎 和 憲
”	小 室 昭 彦
”	高 橋 日 出 男
”	林 和 恵
”	舩 川 誠
”	水 田 弥 洲 夫
”	森 谷 幹 子
”	山 田 洋 子
”	山 本 美 紀
”	吉 田 恭

(五十音順敬称略)